

記入要領

共済貯金新規積立申込書

組合員証の記号は所属所番号、番号は共済組合で管理している職員番号です。

共済組合貯金規程を承知のうえ下記のとおり申し込み。

申込日 年 月 日

申 所 属 所 名 自筆にて記入ください。	記 号 ・ 番 号 右詰めで記入	申 者 組 合 員 氏 名 自署してください	毎月一定額を積立します。 1,000円単位。 ・積立限度額 5万円まで
申 積 立 方 法 該当する内容に ✓ をいれてください。	定時積立 <input type="checkbox"/> する → <input type="checkbox"/> しない	0 (給料からの積立額)	6月・12月は同額になります。 1,000円単位。 ・積立限度額 20万円まで
	賞与積立 <input type="checkbox"/> する → <input type="checkbox"/> しない	0 0 0 (6月、12月の期末勤勉手当からの積立額)	
次回以降の手続きに、使用する 届出印 となります。 押印ください。	月 年 月 (開始希望月の前月5日までに提出してください。)		
容 マル優制度の適用について	<input type="checkbox"/> 適用を希望する → 非課税限度額 350万円 (障害者等が適用対象ですが、希望される場合は「非課税貯蓄申告書」を添付してください。)		
届出印の登録	次回以降の手続きにはこの用欄		

- 【注意】 1 共済貯金の払戻しは「共済貯金払戻請求書」を使用ください
 2 共済貯金を開始後、積立貯金の内容(積立方法、マル優制)を変更する場合は、「共済貯金変更申込書」を提出ください。
 3 共済貯金の解約には「共済貯金解約届書」を使用ください。

非課税限度額 **350万円**

小額貯蓄の利子等の非課税について
身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族年金等を受けている方(妻又は母)等を適用対象者として元本等が**350万円までの利子について非課税**とされる制度です。